

建設業退職金共済制度

※詳しくは県連（TEL078-575-7662）、もしくは所属労働組合にお問い合わせください。

建設業退職金共済制度(略称 建退共)とは…

建設労働者や一人親方を対象にした、国の退職金制度です。この退職金制度の適用を受けるためには、事業主から働いた日数に応じて共済証紙（退職金の掛金）を退職金共済手帳に貼ってもらうことが

必要です。

また、労働者が事業所や現場を移っても、それまでに貼った共済証紙が退職金の掛金として加算されていくという建設業界全体の退職金制度です。

加入について

*建設労働者・職人の場合

親方・事業主が申し込みをして従業員の掛け金を支払う仕組みになっています。

建設労働者（建設業に従事している職人）であれば加入できます。また、一緒に働いている扶養家族も加入でき、掛け金は国税申告の経費として差し引けます。ただし、親方・事業主（法人の役員報酬を受けている者や本社等の事務専用社員）は加入できません。

新規に加入した従業員には50日分の掛金が助成されます。

*一人親方の場合

直接「建退共」に加入することはできませんが、兵庫県建設労働組合連合会（略称県連）傘下の組合に加入することで適用されます。

新規に加入した一人親方には50日分の掛金が助成されます。

人に雇われた時は…

働いた日数分を現金で買うか、証紙で買ったときはその証紙を県連に届けば、その日数分は自分で掛金を出さなくて済みます。勤務先の事業主が継続して掛けてくれる時は厚生協会をやめて、事業主から掛けてもらうこともできます。

掛金について

	1日の掛金	事務費	1カ月の支払額	納入先
職人 (1ヵ月25日で統一)	310円	30円	7,780円	労働組合・支部
一人親方 (1ヵ月23日で統一)	310円	30円	7,160円	

退職金について

*受け取り方

1年以上（252日）の証紙が貼られていれば、次の場合に退職金が支払われます。

- ①職人または一人親方から事業主になった時
- ②建設業をやめた時
- ③55歳になった時（継続もできます）
- ④死亡した時（252日以上）

退職金の支給額

（平成15年10月以降に加入し、日額310円で始めた場合）

納付月数	一人親方 1ヵ月（23日）	職人 1ヵ月（25日）
12月（1年）	39,060円	43,617円
60月（5年）	478,485円	529,263円
120月（10年）	1,085,868円	1,198,491円
180月（15年）	1,794,156円	1,986,852円
240月（20年）	2,566,242円	2,865,702円
300月（25年）	3,465,924円	3,902,745円
360月（30年）	4,501,665円	5,095,377円
420月（35年）	5,677,371円	6,501,537円
480月（40年）	7,083,531円	8,204,553円

建設国保の母体である兵庫県建設労働組合連合会（略称県連）には、次の5組合が加入し、県下の各地域に支部や分会があります。

全国建設労働組合総連合（全建総連）

全建総連関西地方協議会

兵庫県建設労働組合連合会
神戸市兵庫区水木通5-2-9
☎078-575-7662

兵庫県建設国保組合

阪神土建労働組合

西宮市津門仁辺町4-28
☎0798-35-8278(代)

甲南土木建築労働組合

神戸市東灘区御影石町2-14-26
☎078-851-2251(代)

神戸土木建築労働組合

神戸市灘区岸地通5-1-14
☎078-871-1416(代)

兵庫県土建一般労働組合

神戸市兵庫区水木通5-2-9
☎078-576-6721(代)

東播建設労働組合

明石市田町2-2-22
☎078-922-2485(代)

建設労組は組合員の生活や仕事、権利を守るために次のような運動や事業に取り組んでいます。

1 仕事の確保

住宅金融支援機構や県・市の住宅融資枠の拡大運動、学校生協・全労済との提携、市町と共同や組合独自の増改築相談などで仕事の確保に努めています。

2 賃金運動

賃金獲得運動は、大手住宅企業との交渉や工事単価引き上げ運動を軸にして、賃金引き上げ（特に手取り賃金の引き上げを重点）に取り組んでいます。

3 技能向上と資格取得

建築士・作業主任者・技能士・職業訓練指導員などの講習、申請、再訓練を行い、建築技能専門学校も神戸・姫路・宍粟などで運営しています。また、いろいろな研修会や見学会も行っています。

4 税金対策

減税や税制民主化の運動とともに、日常の税務指導・申告相談・調査対策をキメ細かく行い、記帳講習にも取り組んでいます。

5 労働保険

厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が労災保険・雇用保険の加入や補償・給付などの手続きを代行し、その改善運動も進めています。

また、労災保険上乗せ保険として全建総連独自の「あんぜん共済」も取り扱っています。

6 年金保険

厚生年金や国民年金などの年金制度の改善運動を進めながら、厚生年金の各種事務処理も代行します。また、国民年金に上乗せする全建総連独自の国民年金基金「全国建設技能者国民年金基金」も取り扱っています。

7 共済制度

組合員相互の助け合いのために、県連独自の共済制度をもち、傷病見舞金、死亡弔慰金、住宅災害見舞金、結婚祝金、出産祝金などの給付を行っています。なお、この制度は組合員全員強制加入で、掛け金は組合費といっしょに納めることになっています。【※給付内容は32頁に掲載】

8 その他の事業

建設業法の許可申請や年次届、交通事故の解決などの生活相談、青年や主婦の集い、レクリエーション活動などに加えて、県連や各組合の本部や支部の機関紙も盛んに発行しています。